

鳥取市介護保険事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 2 0 号

鳥取市介護保険事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取市介護保険事務取扱規則（平成 1 2 年鳥取市規則第 7 8 号）の一部を次のよう
に改正する。

様式第 2 5 号中

「

第 2 段 階：世帯全員が市町村民税非課税であつて、被保険者本人の課税年金収入額と遺族年金※・障害年金の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 80 万円以下です。 ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。
第 3 段階①：世帯全員が市町村民税非課税であつて、被保険者本人の課税年金収入額と遺族年金・障害年金の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 80 万円超 120 万円以下です。

」

を

「

第 2 段 階：世帯全員が市町村民税非課税であつて、被保険者本人の課税年金収入額と遺族年金※・障害年金の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 万円以下です。 ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。
第 3 段階①：世帯全員が市町村民税非課税であつて、被保険者本人の課税年金収入額と遺族年金・障害年金の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 万円超 120 万円以下です。

」

に改める。

様式第 2 6 号中「1 市町村民税世帯非課税者であつて、合計所得金額と課税年金
収入の合計額が年額 80 万円以下のもの等」を「1 市町村民税世帯非課税者であつ

て、合計所得金額と課税年金収入の合計額が年額 万円以下のもの等」に改める。

様式第 4 4 号、様式第 4 4 号の 2、様式第 4 4 号の 3 及び様式第 4 5 号中

「

保険料段階	該当する人			算定方法	年間保険料額
第1段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×	円
第2段階			本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円以下	基準額 ×	円
第3段階			本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円超	基準額 ×	円
第4段階	本人が市民税非課税	世帯に市民税課税者がいる	本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が 80 万円以下	基準額 ×	円
第5段階			本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が 80 万円超	基準額	円
第6段階	本人が市民税課税		本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満	基準額 ×	円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	基準額 ×	円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	基準額 ×	円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	基準額 ×	円
第10段階			本人の前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	基準額 ×	円
第11段階			本人の前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	基準額 ×	円
第12段階			本人の前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	基準額 ×	円
第13段階			本人の前年の合計所得金額が 720 万円以上	基準額 ×	円

」

を

「

保険料段階	該当する人			算定方法	年間保険料額
第1段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 万円以下	基準額 ×	円
第2段階			本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円以下	基準額 ×	円

第3段階	課税者がいる世帯に市民税	本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円超	基準額 ×	円
第4段階		本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が 万円以下	基準額 ×	円
第5段階		本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が 万円超	基準額	円
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満	基準額 ×	円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	基準額 ×	円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	基準額 ×	円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	基準額 ×	円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	基準額 ×	円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	基準額 ×	円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	基準額 ×	円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が 720 万円以上	基準額 ×	円

」

に改める。

様式第 5 4 号中「今回還付額（督促手数料含む）」を「今回還付額」に改める。

様式第 5 5 号中「今回充当額（督促手数料含む）」を「今回充当額」に改める。

様式第 5 6 号中

「

督促手数料	円
延滞金	円

を

」

「

延滞金	円
-----	---

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市介護保険事務取扱規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。